項 集会場の取扱いについて 目 地区集会場又は葬祭場の特殊建築物としての取扱いについては、下表によることと する。 <地区集会場> (町内会等一定の地区の住民を対象とし、当該地区外から一時に多数の人又は車 の集散するおそれのないと認められるものに限る。) 単体規定 条例 1室の床面積 固定席 (法第2章) (第3章第5節) \bigcirc 有 \bigcirc 200 ㎡以上 無 \bigcirc X 有 \bigcirc \bigcirc 200 ㎡未満 無 X \times <葬祭場、セレモニーホール> 取扱い 単体規定 条例 1室の床面積 固定席 (法第2章) (第3章第5節) 有 \bigcirc \bigcirc 200 ㎡以上 無 \bigcirc X 有 \bigcirc \bigcirc 200 ㎡未満 無 \bigcirc X ※「1室の床面積」とは、可動間仕切りで仕切られた複数の室で、これらを取り外 して全体を1室として利用できるものは1室とみなして判断する。 上表において、 ○は集会場として扱うもの。 ×は集会場として扱わないもの。 を示す。 ○不特定多数の者が集会等に利用する室の考え方については、「2017 年度版建築確認 のための基準総則集団規定」の適用事例(日本建築行政会議 編集)による。 ○地区集会場のように、特定の者が利用する建築物であっても、上表により「集会 場」として扱う場合がある。 解 説 ○葬祭場のうち、家族葬のみを専用に扱う施設であることが明確に判断できるもの については、上表の地区集会場同等として扱えることとする。ただし、他法令に よる営業許可(旅館業、飲食店業等)を要する業態の場合は、原則として当該営 業用途にも供するものとして取り扱うため、個別に審査機関に確認すること。 ○法第48条による用途規制の適用については、上表に関わらず具体の利用形態に応

	じて、地区集会場は「学校等や地方公共団体の支庁等」、葬祭場は「飲食店」等として、「2017 年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」を参考に判断するため、個別に審査機関に確認すること。
適用区域	長野県内全域
附則	令和3年10月1日施行 この取扱いは施行の日以後、建築(用途変更含む。以下同じ。)するものに適用します。 なお、従前の取扱いにより建築されているものは、この取扱いの施行の日以後、1室 の床面積が200㎡以上となる集会室を建築するものに適用します。
対象条文	法第2条第2号、第6条、第2章 条例第3章第5節
参考	2017 年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例(日本建築行政会議 編集)